

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡子であるA（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、B所在のC会社D工場（以下「事業場」という。）に雇用され、設備の修理及び整備業務に従事していた。

2 被災者は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分からの勤務に就くために事業場に行ったものの、同日午前〇時〇分頃、事業場内において縊死しているところを発見された。

死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時頃、直接死因：縊死、死因の種類：自殺」とされている。

3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服としてその取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したとの意見を述べている。

当審査会としても、被災者の症状の経過等から、専門部会の意見は妥当であり、被災者は平成〇年〇月下旬に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、被災者が本件疾病に罹患し、自死したのは、業務が原因であり、その具体的な出来事として、①平成〇年〇月〇日から同月〇日にかけて行われた非常停止ボタンの交換作業において大きな失敗をしたことが同月〇日に発覚し、その失敗に対して、同日、上司から厳しい指導や叱責を受けたこと、②同年〇月〇日、E職長から、破損した部品の予備品を購入していなかったとして、電話で厳しく叱責されたことなどを主張している。

(4) そこで、まず、請求人が主張する上記(3)①の出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア 被災者は、平成〇年〇月〇日から同月〇日にかけて、多数の非常停止ボタンの交換作業をしたが、同月〇日、F課作業員が機械（被覆ホッパードライヤー）を稼働させるため立ち上げようとしたところ、非常停止がリセットできない状態となって、機械が稼働しなくなり、同日午前〇時頃から7時間停止するというトラブルが発生した。その後、当該トラブルは被災者が交換し

た当該機械の配線が誤っていたため基盤が壊れたことが原因であることが判明し、被災者は同ミスの原因と反省をまとめた報告書（以下「本件報告書」という。）の作成を命じられた。

イ 本件報告書は、G課長やH主任ら上司の了解の下に、G課長の以下のコメントが書き込まれた後、I課〇名の課員全員に回覧された。本件報告書には、G課長のコメントとして、「200千円誰が払う?」、「本当に設備屋?」、「目悪かったっけ?」、「殺人犯になったかもしれないね」、「自分のコメントが書き込まれた本件報告書をパウチにして台車に取り付けて、忘れないように」といった内容が記されている。

ウ 本件報告書について、G課長は、要旨、非常停止ボタンは人命を守るボタンで絶対に失敗してはならないものであるため、強めのコメントを自筆で書き込んだと述べている。さらに、同出来事について、H主任は、要旨、被災者がした配線工事ミスで基盤が壊れ機械が動かなくなったことは大きなケガにつながるものではなかったが、現場作業員の安全を守っているということを再認識させるため、「仕事をなめてるのか。」と被災者を厳しく叱責したと述べている。

エ もっとも、この点、E職長は、要旨、被災者の配線工事ミスで引き起こされたようなトラブルは結構あることで、翌日には部品が届いてすぐに交換したので、生産には影響がなく、致命的なミスではなかったものであり、G課長のコメントは、きついことが書いてあり侮辱のようにも感じたし、H主任の叱責は、ミスの程度からするとなぜ怒ったのか分からなかったと述べている。

また、被災者の同僚Jは、要旨、稼働が停止した機械は、人が挟まれるような構造ではなく、被災者の配線工事ミスは、大事故につながるミスではないし、古い機械では7時間ぐらい止まることは、平均して月に1回くらいはあると述べ、さらに、Kも、要旨、機械の非常停止ボタンが解除されないという不具合に対して、G課長とH主任が特にきつく怒ったが、みんなで被災者をたたく必要はないと思ったし、G課長の本件報告書へのコメントの書き込みは差別発言と感じたと述べており、その他の同僚職員も、被災者に対する上司の言動等は行き過ぎたものと感じる旨を述べている。

オ 以上によれば、被災者の配線工事ミスにより、機械を立ち上げた際に非常

停止ボタンが解除されず、機械の稼働が長時間停止するというトラブルが発生したことは事実であり、同出来事は、事業場にとって留意を要する事件であったと推認されるが、稼働を停止した機械は人が挟まれるような構造ではなかったため、人身事故につながる可能性は少なかったこと、長時間にわたって機械の稼働が停止するというトラブルも一定の頻度で発生していること、さらには、上司や同僚も被災者の配線工事ミスは生産に特段の影響があるような致命的なミスではないと認識していることなどに照らせば、被災者のミスが重大な結果をもたらすようなものであったとまではいうことができない。

カ G課長のコメントやH主任の被災者に対する叱責等は、被災者のミスの内容や程度に鑑みると、業務指導の範囲を逸脱しており、同コメントの表現も部下に対する指導としては適切さに欠けるものであり、さらに、同コメントが書き込まれた本件報告書はI課内の全課員に回覧されているという事実も勘案すると、被災者にとって大きな心理的負荷になったことは間違いないものと推認し得る。

キ また、H主任は、被災者の配線工事ミスは大きなケガにつながらないものであったと認識していたにもかかわらず、そのミスが発覚した翌日である平成〇年〇月〇日にも、再発を防止するための対策を検討するように指示するとともに、改めて被災者のミスの存在を指摘する内容のメールをI課員〇名宛てに送信している。

さらに、その後、被災者は、再発防止会議においてもE職長を始め同僚らから相当強く責められ、責任を追求されたものと推認される。

当審査会としては、このような執ような責任追及は、被災者に対する業務指導の範囲を逸脱しており、もはや嫌がらせであると判断することが相当であると思料する。

ク したがって、前記(3)①の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するものであり、その心理的負荷の総合評価は「強」であると判断する。したがって、前記(3)②の出来事を含め、請求人が主張するその他の業務要因について判断するまでもなく、被災者が発病した本件疾病は業務上の事由によるものであると判断する。

(5) 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項

は認められない。

- (6) そして、被災者の自殺は、本件疾病によって正常の認識及び行動選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたための行為と推認されるものであり、業務上の事由によるものであると判断する。

3 結 論

以上のおり、被災者の精神障害の発病及び死亡が、業務上の事由によるものと認められることから、本件各処分を取り消すこととして、主文のおり裁決する。